



第7回会合の追加質問及び回答

令和6年6月24日
事務局

(日本電信電話株式会社への質問)

問 NTTデータは公社時代から、中央省庁、自治体、金融機関等、日本のITインフラを独占的に提供してきた経緯があり、NTTデータとの統合については、競争事業者からも公正競争上の懸念が示されているが、分離子会社との統合を含めNTTデータとの合併等についてどのような考えをお持ちか理由を含めお示しいただきたい。

(日本電信電話株式会社の回答)

- 独禁法における企業結合審査は、同一企業集団内において結合関係の形成・維持・強化が起こったとしても、他の企業集団数の変動等はなく、市場支配力には影響せず、結果、ユーザ利便を損なうものではないものとして取り扱われているものと認識しています。現に、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針では、「従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更したにすぎない場合などについては、市場における競争への影響はほとんどない」とされています。
- NTTデータと分離子会社との統合について、公正競争上の懸念から事前審査が必要との意見が示されていますが、以下のとおり、国内SI市場においては、市場支配力やボトルネック性を有する事業者は存在せず、電気通信市場とは異なる市場構造となっていること、また、国内電気通信市場においても、NTTデータのシェアや影響力は僅少であることと、上記の独禁法における企業結合審査の考え方を踏まえれば、グループ内企業結合に係る事前審査は不要と考えます。

<国内SI市場における公正競争の観点>

- NTTデータは国内SI市場において、市場支配的な地位にはいない。
 - ✓ システム提供に関しては、システム更改時期の都度、一般競争入札により業者の選定が行われることが通常であり、「公社時代から承継された政府情報システム案件」についても、更改時期の都度、一般競争入札での再選定が行われ、過去の入札の結果、他の会社が提供しているものも存在。
 - ✓ 上記のような競争の結果として、公共社会基盤事業の市場では、NTTデータは国内第3位であり、シェアは11.4%と支配的な地位にはなく、むしろチャレンジャーのポジション。また、金融事業の市場のシェアは15.5%、法人事業の市場のシェアは7.4%に過ぎず、これらを含めたソリューション市場全体でも、シェアは10.3%に止まり、複数のSIerが拮抗している状況。電気通信市場における光事業やモバイル事業のような特定の上位事業者が大きなシェアを占有している市場構造とは全く異なる状況。(※)

(日本電信電話株式会社の回答 (続き))

赤枠は構成員限り

<国内電気通信市場における公正競争の観点>

- SI市場において、ネットワークサービスはコモディティ化が進み、品質に大きな差がない場合、SIerは、お客様の要望に応じて、最も安価なネットワークサービスを様々な事業者の中から選択して提案。(NTTデータに限らず、各SIerはお客様にワンストップで提案すること等を目的に電気通信事業者の機能を兼ねている。)
- また、ネットワークサービスはソリューションの構成要素のごく一部に過ぎず、ソリューション収入全体に占めるネットワーク関連収入規模の割合は小さい。NTTデータにおいても、ネットワークサービスの回線数規模は以下のとおりの規模であり、そのシェアは電気通信市場全体から見れば僅少。今後も、SIerであるNTTデータのネットワークサービスの回線規模やシェアが急激に増加することは想定されない。



- なお、公共分野等においては、お客様がネットワークとシステムを分離して調達する傾向があり、SIerと電気通信事業者を兼ねていても、それぞれのサービスを分けて入札・提案することが求められるケースも存在。
- NTTデータの公正競争に与える影響等を議論する場合は、「公社時代から社会システムを提供している」といった感覚論・印象論に基づくのではなく、上記の観点を踏まえつつ、SI市場や電気通信市場における市場支配力の有無、SIerと電気通信事業者を兼ねることによる市場への影響の有無といった点について、実態に即して、具体的且つ定量的な根拠に基づき議論すべきと考えます。

(日本電信電話株式会社及びKDDI株式会社への質問)

問 仮に電報事業に係る規律が緩和・廃止された場合には、電報事業の取扱いをどのように見直すつもりか。廃止を検討する場合にあっては、特定の地域から撤退を始めるなど部分的撤退もあり得るのか。

(日本電信電話株式会社の回答)

- 冠婚葬祭等の利用も一定数あることから、受付時間の見直しや電話による送達エリアの拡大などの事業効率化により当面は事業を継続する考えであり、ただちに撤退する考えはありませんが、現在でも需要の減少が著しく、将来にわたってこうした状況が継続する場合には、代替手段の状況を踏まえつつ、必要に応じて撤退を含む抜本的な事業見直し等を検討することも考えられます。

(KDDI株式会社の回答)

- 国際電報事業に係る規律が緩和・廃止された場合には、赤字が継続している事業であることから国際電報サービスを廃止する考え。
- 廃止する際は、過去の通信サービス廃止時の対応を参考に、適切な周知期間を設け丁寧な周知を行うことで、お客様への影響を最小限に抑えるように努める所存。
- なお、当社のネットワーク構成上、特定地域の削減等による赤字削減効果は限定的であるため、部分的撤退は想定していない。